

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年9月15日(火曜日)
午前9時30分～午前11時03分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長
 古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長 井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長
 古 屋 壯 之 高 齢 福 祉 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案3件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告等ございませんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） ございません。

○委員長（杉山武志君） それでは、審査を始めます。

なお、発言されるときにはマスクを取っていただいて、聞き取りやすい状態でお話しいただければと思います。

それでは、議案第84号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） それでは、議案第84号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案を御覧ください。

これは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了した者とされていましたが、この研修の受講機会の拡充を図るため、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるようになったため、その旨を追加するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この一部改正で、研修が受けられる人が広がったということなんですが、県知事又は指定都市に加え中核都市ということになったんですが、具体的には県内で何か所になったのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

このたび追加されたものは、中核市の市長ということで、山口県内におきましては下関市が該当いたします。政令市はございませんので、県が行うものか、この下関市が行う研修を受講する機会が増えたということでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 下関ということなんですが、県知事または下関ということで、指定都市というのは初めからなかったんですか。指定都市に加えてあったんで。

そしたら、山口県内は県知事か下関でということなんですかね。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

これまでは、都道府県知事が行う研修、あるいは指定都市の長が行う研修でございましたが、山口県内には指定都市がございませんので、このたび新たに中核市の長が行う研修も加えられたということに伴う改正でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） この研修はスキルアップ研修ということなんですかね。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

この研修はスキルアップ研修ではなく、放課後児童支援員、いわゆる補助員として活動されていた方が支援員の資格を取るための研修でございます。

スキルアップに係る研修は、また別に県等で行っており、美祢市内の支援員も交代で参加しておる状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。岡村委員。

○委員（岡村 隆君） それでは、このたび、この中核市が加わったということ、今まで例えば人員が不足しておるとか、またこれによって、今までよりそういう方が増えて、運営がやりやすくなるといったようなことがあれば、ちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの岡村委員の御質問にお答えいたします。

今現在、美祢市には15の児童クラブがあり、総勢95名の支援員あるいは補助員の方がいらっしゃいます。このうち、支援員の資格を持っておられる方は47名いらっしゃいまして、児童クラブを運営する上で、常時2名以上の支援員・補助員、そのうち1名は必ず支援員の方が必要ということになっております。

今現在は、人数的には十分足りておりますが、この改正により、近くで研修を受ける機会が増えることによって、ますます充実したものになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第84号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、議案第85号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正等について御説明いたします。

美祢市における家庭ごみの収集回数や排出方法といった廃棄物の処理については、1市2町の合併前の旧市町のルールをそのまま継続して適用している場合が多いのが現状となっております。

これは、廃棄物の処理は市民生活に直結しているため、合併時の混乱を避ける意味からも、随時調整を行うこととしておりました。

このため、収集回数の違いによるサービスの不均一や排出方法の違いによる市民

負担の不公平などが長年の課題となっており、これらの課題を解決するため、平成30年3月に美祢市廃棄物減量等推進審議会に廃棄物処理の統一について諮問し、審議会においては、令和2年3月までの5回の審議を経て、4月に答申を受けたところであります。

その後、この答申内容に基づき、実施に向けての統一案を策定し、7月にパブリックコメントを行い具体的な実施内容を定め、市民の皆様にも周知をしたところでございます。

この実施内容を定めるに当たっては、1つ目として、市民サービスの均一化、2つ目に、市民負担の公平化、そして持込手数料の適正化による廃棄物の減量・リサイクルの推進の3点を目的としたところであります。

ここで、統一の主な内容について御説明をいたします。

固形燃料化できるごみ、いわゆる可燃系のごみについてですが、美祢及び美東地域は週2回の回収を行っておりますが、秋芳地域のみが週3回の収集となっております。この不均一を解消するため、週2回に統一することとします。このため、秋芳地域では収集日の変更を行います。

また、固形燃料化できないごみ、不燃系のごみの缶類・瓶類については、美東及び秋芳地域はコンテナによる回収を行っておりますが、美祢地域のみ指定袋、つまり手数料の負担がございまして、この不公平を解消するため、美祢地域では市販の無色透明の袋での回収を行うこととします。併せて、美祢地域では収集日の再編を行うこととしております。

次に、廃棄物処理施設についてであります。現行の各施設の受付時間は旧市町のまま適用しておりますが、基本的な受付時間を午前9時から午後4時までに統一するとともに、不燃系ごみの処理施設である美東一般廃棄物最終処分場と秋芳一般廃棄物保管施設地の年間開所日数を同程度とし、不均一を解消したいと考えております。

また、処理施設への持込手数料につきましては、現状において、近隣他市と比較して本市の手数料は低い設定となっており、他自治体からの廃棄物の流入のおそれがありますので、適正処理を行うため、また廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る観点から、全施設とも家庭ごみは100キログラムにつき400円、事業系ごみは100キログラムにつき1,200円に統一をいたします。

以上の統一内容を踏まえ、廃棄物処理及び清掃に関する条例及び廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うとともに、これまで可燃系ごみを処理するカルストクリーンセンターと、し尿及び浄化槽汚泥を処理する衛生センターの設置及び管理に関する条例は個別の条例となっておりますが、同じ廃棄物処理施設でございますので、廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例に一本化し、カルストクリーンセンターと衛生センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

合併して12年たってますよね。この間に改正する機会も大分あったと思うんですけど、今までの改正状況というのはどうなっておりますか。このたび相当変わるようですけど。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えします。

これまでの改正状況ということでしたけれど、廃棄物の処理の統一については、収集回数や排出方法等いろいろなルールがあるわけでございますが、1市2町の間でも細かいところを言いますと、かなりの違いはございました。統一できるところについては、若干ですけれども統一を行ってきた経緯がございます。

ごみの出し方を変えるということについては、長年なじんだ生活環境を変えるということでもあり、市民生活に影響を及ぼしますので、慎重に行う必要がありました。

合併、もう12年を経過しておりますけれども、合併後10年となる平成30年に市民サービスの不均一、不公平が継続することとなるため、廃棄物減量等推進審議会に答申に関しての諮問を行ってきたところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） この変更事項を見ると、相当大変じゃろうと思います。職員の方も大変だらうと思うんですけど。

一度に変えるというのも、本当市民の皆さんの混乱もあるし、少しずつ変えられたらよかったなというふうに、私は今思っておりますけど。

これはあれですよ、少しずつ、昔はそうやったのというぐらいの、こういう感じで変えられたら一番いいんだろうけど、仕方がないなという気持ちも持っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか御質問はございませんか。岡村委員。

○委員（岡村 隆君） ちょっとまだごみの——今のほう収集とかの前に……

○委員長（杉山武志君） マスク外されて結構ですよ。

○委員（岡村 隆君） その前に、今のこの議案第85号って書いてある説明文の紙に、新しい文言が加わると思います。「その製品、容器等が廃棄物となった場合に」、ここまで同じなんですかね。これから、「おける処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により」を加えるとなっております。

ここで、「処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し」とかいうこと言葉が入っておりますが、これは具体的に——恐らくちょっと難しいことが書いてある何かをしないといけないような気がするんですが、この「評価し」とは、どういったことを想定されて「評価し」となっているのかということと。

あと、手数料の分でのほうですけど、持込手数料が近隣自治体と比較して安いことは、市外の廃棄物の積み替え——積み替えて、市内に搬入するなどの不正行為の温床となるためというのが、美祢市廃棄物処理の統一等についてという案のほうにあったんですが、先ほども似たようなお話があったと思うんですが、そういった事例があったのかなとちょっと気になりましたので、その2点をちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの岡村委員の御質問にお答えします。

まず、1点目の第4条の改正のところなんですけれど、「あらかじめ評価し」というか、この第4条については、事業者の責務を規定しているところでございます。

なぜ、ここの部分を追加したかということなんですけれど、事業者は廃棄物処

理法において、自らの責務で排出する廃棄物は処理しなければならないという規定がございます。

この追加している部分の規定については、廃棄物処理法、国の法律のほうで同様の規定が平成3年に改正済みであり、その後、各市の条例もそれに倣って改正しているところがあります。

県内の自治体でいうと、下関市や宇部市などでも同様の改正がされております。

美祢市については、その規定がなかったので、事業者の責務を明確にする意味からも、この規定を追加したほうがいいのではないかとということで追加をしているところでございます。

「あらかじめ評価し」ということは、事業者の皆さんが、その事業活動によって排出するごみが——ごみというか、排出するものがどのような処理をされるかということ、事業者の皆さんには責任がありますので、そのあたりを自らあらかじめ確認し、というようなことの意味ではないかと思っております。

それから2番目の——2点目の御質問でございましたが、施設の持込手数料は近隣市と比べ安いので、そういった事例があったかということですが、具体的にそういう事例を確認していることはございません。

しかしながら、他の近隣の山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市と比べても、施設の持込手数料については、事業系は特にすごく10分の1ぐらいに安いところもあります、不燃物のほうですけれど。不燃物のほうはかなり安いですので、そういったおそれは十分に考えられたということではないかと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 実は、平成29年度美祢市廃棄物減量等推進審議会の会議録、これ実際あった日は平成30年の3月19日だったんですけど、要旨を見てちょっと御質問するんですけど。

秋芳地域は特に、今まで3回ほど収集があったのが、今度は——可燃物ですけど、2回に減るということで、その辺については、住民の方々もいろいろと御不安があると思うんですね。収集日、曜日自体も変わりますし。

例えば、秋芳洞の周辺なんかは、自分のごみだけじゃなくて、観光客が出してく

るいろんなごみも収集しなきゃいけないという中で、これは委員の方の御質問があったところなんですけど、じゃあ3回が2回に減らされた中で、ごみの収集、特に祝日等どうされるのかっていう質問があったかと思うんですけど、その辺は、事務局の返答としては柔軟に対応したいという、そのときはそういう返事を書いてあるんですけど。

これっていうのは、じゃあ実際に、このたび2回に減るわけなんですけど、柔軟な対応策というのは出てきてるのかどうか。

それと、ごみもいろいろだと思うんですけど、例えば今リサイクル系のごみで、缶とか瓶は分別して回収、リサイクルとして回収されてると思うんですけど、ペットボトルですね、ペットボトルもリサイクルできるものだと思ってるんですけど。

最近、例えば学校——小学校、中学校で、資源回収でそういった資源ごみを回収するという作業、毎年行事であったものが、特に子どもの数が減ってきてからなんですけど、子どもがいない集落はもう行かないと、自分たちでちょっと持って来てくれないかという方向に変わってきてるんですね。

先ほどの話に戻すんですけど、特にお年寄りの方、車に乗られない方なんか、例えばペットボトルをリサイクルとしてどこに持っていけばいいかと言ったら、例えば公民館に持っていきって、一番最寄りなんですけど、そういうことをしていらっしゃるんですけど、あと、小中学校の資源回収があったのがなくなってくるんで、これからどんどんどんどんもつとなくなると思ってるんですけど。

そうしたときに、じゃあ少しでも無駄なごみを減らすっていうことで、ペットボトルなんかも回収できるような、そういう仕組みも何かつくれるといいんじゃないかなと、これからの話ですけどね——思ってます。

先ほど言ったように、ちょっと最初の質問に戻りますけど、すみません。いろいろ飛んで申し訳ありません。

秋芳地域でいうと、とにかく3回が2回に減るということで、特に観光を抱えている地域の方なんかはちょっと不安に思っていると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原委員の御質問にお答えいたします。

御質問は、秋芳地域における収集回数の変更による対応の御質問だったと思うん

ですけれど、審議会の中においても、週3回が週2回になることについての御意見というのが出ていたわけなんですけれど、そのときの意見としては、今、秋芳地域は週3回あるんですけれども、祝日の回収は行っておりません。

ちょっと言いますと、美祢地域・美東地域については、祝日も回収を行っている場合があります。美祢地域は、祝日は特に、もう収集日が決まっていますので、収集を行っております。週2回の収集は必ず行います。

秋芳地域なんですけれど、週3回可燃系のごみの収集がございまして、祝日があった場合には、その日は収集を行っておりませんので、もともと週2回になる週もありました。そういったこともあって、祝日法が改正になって、月曜日の祝が多くなってきた関係から、週2回の場合もこれまでも経験しているので、特に問題はないというような委員からの御発言がございました。

秋芳地域の、特に観光地なんかで、収集が週3回が週2回になるとってというような祝日があった場合、これまでも、例えばゴールデンウィークとか、去年でしたかね、10連休とかあったと思いますけれど、その際には、祝日の収集も行うようにあらかじめ業者と設定をして、そのようにカレンダーを変更していたところでございます。

そのような対応もできますので、特に週3回が週2回になったからといって——集積所がちょっと容量が足りなくなるのではないかというような御意見も出ましたので、それについては集積所の増設なり、かごを増やすとか、そういうものについては、補助金の交付制度を創設して対応できるようにしたいということも、これも審議会の中で議論させていただきました。

それならばいいのではないかということ、審議会の中でも皆さん御了承いただいたので、このような形で進めさせていただくこととなりました。

以上になります。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） ありがとうございます。

集積所の話が出たから、せつかくなんでちょっと御質問させていただくんですけど、隣の美東地域は、きちんと屋根がついて戸も閉まるようなところにごみを出されていらっしゃるということをお伺いしたんですけど。

秋芳のほうは、ちょっと入れるところが違ってて、先ほどおっしゃったように—

—古屋課長がおっしゃったように、網のところに入れて、蓋をパタンと閉めて出すようなタイプになってるかと思うんですけど、一応補助金はつくとはいえ、住民の皆さんがまた手出しをして購入されるものなんで、そのところは丁寧な御説明をしていただければと思うのと。

場所によったら週2回だと、1回当たりの出すごみの量というのはかなり多いんじゃないかと、これから増えるんじゃないかと思うんですけど、ごみの質にもよるかもしれませんけど、特に生ごみ系のごみだったら、結構水分を含んでてかなりの重量になるので、お年寄りの方なんかがそういうものを持って、ごみ集積所まで持って歩かれると、かなり御負担があるかと思しますので、その辺の説明もきちんと御丁寧にしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 今の、要望になりますね。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原副委員長の御要望ということだったんですけれど、今後、この議会で条例が改正、可決された後は、11月から12月にかけて市の広報紙、ホームページ、また公民館単位ぐらいでの住民説明会を開催して、市民の皆様には周知を図っていきたいと考えております。

来年の3月には、統一後の新しいごみカレンダーを配布して、4月から適用したいと考えております。

先ほど田原副委員長おっしゃったように、ごみが重くなったりとかいうようなこともおっしゃいましたけれど、市としては、ごみの減量化を進める意味からも、例えば、生ごみについては十分乾燥させてから、自宅のほうで水気を絞ってから袋に入れていただくとか、古い新聞紙で水分を抜いてごみ袋に入れていただくとか、そういう方法をして、できるだけ、ごみの減量化を図っていただきたいということも考えにございます。

したがって、これからこの周知を進める中では、住民の皆さんにも、できる限りリサイクルの推進とごみの減量化をお願いしたいということ、併せて伝えていければと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） すみません、質問になります。要望になりましたね、す

みません。

もう1つだけ要望なんですけど……（発言する者あり）意見、じゃあ後で。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

サービスの均一化というふうには先ほど言われましたし、市長の提案理由にもサービスの均一化というのが出ておるんですが、美祢・美東・秋芳のごみの集積所の数がどうもちょっといまいち分わからんということと。

もう1つ、固形燃料化できない粗大ごみが、これ納付券がいるんですよ。これ、市役所の開庁日でないと買えないということで、若夫婦の2人勤めの場合はなかなか難しい。美東でもその声が出まして、美祢はなおさらというふうに思うんです。

この辺の改良はできんかなという、こういう2件ほどお尋ねです。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の集積所の数についてでございますけれど、これも1市2町それぞれ特徴がありまして、秋枝委員言われたように、美東地域は旧美東町において、各行政区単位で、建屋タイプのごみ集積所を設置していた経緯がございますので、集積所の数がかなり少ないのが現状になってます。

内訳というか、地域別に言いますと、美祢地域は可燃系のごみについては、大体美祢地域全体で790か所、美東地域が101か所、秋芳地域が265か所で、合わせて1,156か所集積所がございます。

美祢地域は790か所ですので、世帯単位で——世帯数で割り戻しますと、大体1か所の集積所に8.6世帯が利用しているという状況です。

美東地域は、行政区ごとに大体1か所ということですので、20.4世帯で1か所の集積所、秋芳地域は一番多くて、7.9世帯で1つの集積所があるような形になってます。

ごみの集積所の設置基準っていう——ごみの集積所自体は市の持ち物ではなく、行政区というか、自治会単位で管理していただいているということになっておりますけれど、ごみの集積所の設置、大体何世帯で幾つっていうことは、美祢市では決めておりませんが、近隣の市で見ますと、下関市なんかは20世帯以上で1つの集積所とか、山陽小野田市も20世帯以上で1つの集積所、宇部市でいいますと、もう可燃

系のごみについては、基本的には集積所の増設はしないというスタンスであります。それはなぜかという、集積所を増やすとそれだけ収集の手間がかかるということもございますので、そういった状態になってます。

山口市が一番少なく、8世帯以上で1つの集積所ということになってますから、これを見ると、一番少ない山口市でも8世帯以上で1つということですので、美祢地域と秋芳地域も大体8世帯ぐらいで1つですので、集積所の数については、平均的というか一般的な数——美東地域はちょっと違うんですけど、美祢地域と秋芳地域については、それぞれ充足しているのではないかと考えております。

それから、2点目の納付券、粗大ごみに貼る納付券のことですけれど、ただいま指定ごみ袋については、市内の商店やスーパー、ホームセンター、あとドラッグストアやコンビニエンスストア、そして郵便局で取り扱っておりますが、納付券のほうについては、市の総合受付、それから総合支所と出張所のみ販売となっております。

これまで、そういった御要望をちょっと受けたことがなかったんですけど、確かに、なかなか粗大ごみの納付券を買うチャンスがちょっと少ないのかなとも考えているところでございます。

今、指定ごみ袋の取扱店については申請制度となっております、その商店がごみ袋を販売したいというような希望を出される場合には、一定の条件がございますけれど、市税の滞納がないこととかを確認して、取扱店として指定をしております。現在指定をしているところが53店舗、市内ではございます。

ただ、納付券については、現在バーコードを入れていないということもあって、市内の同じように——ごみ袋と同じように販売となるとバーコードの問題と、あと指定袋であれば1枚2円の手数料、販売手数料をこの取扱店に、市のほうから支払っております。この手数料をどのようにするかという問題があると思いますので、そういうことを併せて検討していけば、納付券のほうも販売はできるのかなと思っておりますが、ちょっと今すぐどうかということは今後の課題と思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

納付券につきましては、例えばいろんな工夫があると思うんですよね。例えば電

話で受けて郵送するとか、いろんな対応ができると思いますので、本当、美祢に來られて分からん方は休んで行くかということになりますし、その辺はもうちょっと行政サービスを充実させてほしいということと。

ごみ集積所の数なんですけど、美東はまだすごい辛抱しておって、もう倍ぐらい増やせるかなという今印象を受けたんですが。

これはあれですか、お願いしたら増えるもんですか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えします。

美東地域は、それぞれ立派な建屋タイプですので、新たに、例えばかごタイプで設置をしたいということがあれば——ということなんですけれど、集積所を置くスペースについては地元のほうで探していただいて、そのかごの設置の経費とかも地元で御負担していただくようになります。

あとは、収集業者との調整も、パッカー車がどのように入っていくかというようなことも検討しないといけないと思いますので、すぐまた集積所が増えるようなことがあれば、今度は収集業者とも調整というか、収集業者への委託料のほうもちょっと——手間がすごくかかってしまいますので、その辺のバランスというものがありますので、それ以上、おいそれと増やすというのはなかなか難しいかなということは考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 恐らく、この委員会をテレビで見られると思うんですけど、美東の方はこれを聞いてから、それじゃあとという思いがあられる方も、出られる方もおられるとは思いますが。そのときは相談に行くということでよろしゅうございませぬ。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 私もちよっと、その集積所の数の質問なんですけど、データの切り口として、やっぱり世帯数何軒について集積所1件というデータの切り方が分かりやすいし、あと公平に並べられるのかもしれないですけど。

実際の現場を見てると、例えば車の軽トラの後ろにごみを積んで、ちょっと本当に何百メートル離れたところにごみを出される方、あるいはカートにごみを積んで、

ガラガラ引っ張ってごみを出されに行かれる方、カートがなければ、本当もう自分の手で抱えてごみを出される方、いろいろいらっしゃるんですね。

特に、山間部の集落で、例えば、ウナギの寝床のように長い集落があったりするんですけど、そういうところは世帯数でいえば、確かに少ない世帯数で、ごみ収集所の設置というのは利便性が高いように一見見えるんですけど、実際のところを見ると、長い距離をお年寄りが両手にごみを抱えてえっちらおっちら運んでいらっしゃるのを見ると、ちょっとその算定の基準も、もしかしたら都市部と山間部で違うんじゃないかなっていう気もしてるんですね。

その辺のところはどうですかね。ちょっとその算定の仕方っていうのは、距離に合わせて、どれぐらいの範囲に集落が散らばっててというのをも併せて見るような方向にはならないですかね。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原委員の御質問にお答えします。

確かに、世帯数で割り戻しをするので乱暴なやり方になってしまうかもしれませんが、美祢市においては設置基準というのを設けておりませんので、それぞれの自治会の状況に合わせて、高齢であれば、ちょっと集積所の距離が離れ過ぎているので、市民の皆様が御不便ということであれば、新たな集積所の設置ということも、特に世帯数の基準というのを設けておりませんので、その状況状況に応じて設置を認める場合がございます。

確かに、来福台のような住宅が密集している地域と山間部では全然違うと思いますので、そのために、市では基準を設けておらず、その状況状況に応じて対応して——これまでも対応してきたところがございますので、それについては、これからも対応方法は変更することはありません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、今回のこの条例案の改正という目的というか、最初に3点、古屋課長のほうからあったと思うんですけども。均一化っていうのと負担の平等だったですかね。それと、処理量の改定による減量と、もう一度その目的というか——を教えてくださいませんか。

それと、先ほどから集積所のことでいろいろ質問が出てるんですけども、ちょっと確認させていただきたいのが、この集積所の管理は——管理というか、誰がいわゆる設置するかという。先ほどからだ、行政区か何かの方が自費で設置すれば、設置基準がないので、設置を増やすこともできますよという話だったんですけど。

要は、これの管理者っていうか……。なぜこんな質問するかといいますと、たまたま私のところでは、今、行政区というのと自治会っていうのが、ある意味同じ単位であるんですけども、住民の方で——この自治会っていうのは、あくまでも地方自治法に規定されてます地縁をベースとした法人という意味での自治会です。

あくまでも、自治会に入る入らんは任意ということなので、中には入らない方もいらっしゃるんですね。その方がごみの収集というか、ごみを出してもいいものかどうかなのかっていうことがちょっと問題になっておまして、考え方として、いわゆる行政区に住んでいらっしゃる住民サービスだということであれば、あくまでもそこに住んでいらっしゃる方が使用する当然権利というか——あるはずなんですけども。

もし、このごみの集積所というか、美東の場合には箱型の——ボックス型の集積所なんですけれども、自治会っていうことでの、これはあくまでも持ち物であり、利用ということであれば、自治会に入っていない方は使えないということになるんですけれども。そこがどうなのかなっていうのが、非常に私自身が判断しづらいというか困ってまして、そのところがどうなってるか、それもちょっと併せて教えていただけないかなと思います。

それと、3番目が、今回料金改定ということもされたと思うんですけども、新旧対照表で比べてみると、ほとんど変わってないかなと。ただ減量化ということでの、ある程度料金の改定というのが目的であったということなので、すみませんけれども、新たに料金が上がったとかいうところがあればちょっと教えていただけますか。

以上3点、まず御質問します。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

まず、最初の統一の目的の部分なんですけれど、まず、1つ目が市民サービスの均一化ということでございます。2点目が市民負担の公平化、3点目が持込手数料

の適正化による廃棄物の減量・リサイクルの推進、この3点を目的としております。

2点目の御質問です。

集積所の管理はどこがやっているのかという御質問だったと思いますが、集積所については、現在は地元の自治会なり行政区単位になるかと思いますが、そういった単位で管理をされていらっしゃると思っております。

先ほど、自治会に入らない人もいますので、そういった人たちのごみの収集はどうなるのかというようなお問合せ——お尋ねだったと思いますが、現在そういった問合せも市のほうにもございまして、基本的には、市が集積所を設置しているわけではございませんので、自治会に入らない方については、地元の自治会に入っただけか、例えば自治会に入らないのであれば、ごみの集積所を使うということに関して、例えばごみの集積所の掃除当番等あれば、そちらだけは入っただけで、それなりの負担をしていただくとか、そういうようなことで、それぞれ協議をしてくださいというようなお願いをしております。

それから、3点目の料金改正の内容ということでございますけれど、今現状では、カルストクリーンセンター、燃えるごみのほうですね。可燃系のごみのカルストクリーンセンターの持込手数料は、家庭系のごみの場合は100キログラム未満が200円、100キログラム以上ですと100キログラムごとに200円、100キログラムにつき200円ということになっています。事業系のごみについては、100キログラム未満が1,000円、その後超えるごとに、100キログラムごとに1,000円となっておりますけれど、これを家庭系については100キログラムにつき400円、200円から400円に値上げということになります。それから、事業系のごみについては1,000円ですので、それを1,200円にいたします。

それから、不燃系の施設ですけれど、不燃系の施設は3施設、美祢市内にございますが、それぞれ同じ料金体系を取っております。こちらについては、家庭系も事業系も区別がなく100キログラム以下が100円、100キログラムを超えるごとに100円というふうになっております。これを、カルストクリーンセンターと同様、家庭系については100キログラムにつき400円、事業系については100キログラムにつき1,200円という改正の内容となっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） まず料金の改定、今の説明だと、こういうことでよろしいですね。

家庭系ごみが、従来が100キロ以内だったら200円が400円、倍になりますと。事業系のほうも一緒ですと。100キロ超えるごとに200円だったですか、100円だったですかね。

そうすると、200キロまでだったら400円プラス100円の500円で、それ以降300円だったら400円プラス100円プラス100円の500円と、こんなことでよろしいですか。何かちょっと今の説明だと、ちょっと分からんところがあったんですけども。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問ですが、例えば、改正後、家庭系のごみを、例えば90キロ計量した場合は、100キログラムにつき400円ですので400円になります。120キロの場合については、100キログラムにつき400円ですので、100キロまでの400円プラス20キロ出た分は、また100キログラムにつき400円ですので800円になりますという計算になります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 分かりました。

それで、先ほどちょっと集積所の管理というか所有というか、これはその地区地区の住民の皆さん、例えば行政区単位のところもあるでしょうし、先ほど言いましたように、行政区がほぼ自治会ということになってるところもあると思うんですけども、いずれにしろ、そこに住まわれる住民の方が、責任において集積所を設置して、集積所の管理をして、ただ、その収集については市の行政サービスということで収集、処理しますと、こういうことだというふうに考え——ということですね。

それと、もう1点、先ほどから集積所の数というか——が話題になってるんですけども、今まで5回ですか、審議会でいろいろ委員の協議の中で、例えば美東の場合は、本当にボックス型でもう扉も閉まるような形になってますので、例えば、そこにカラスが来て悪さしたりするとか、そういうことはないんですけども。

秋芳、美祢については、かご型というか。だから、場合によっては、それからはみ出てカラスが悪さしたりとかいうふうなことが問題になってるんで、全市にこのボックス型の箱の収集施設というか、それを設けたらどうだという御意見が出されてましたね。それに対しては、とにかく非常に費用がかかるので、現実的ではない

ということでの回答というか、結果でございましたけれども。

先ほど来、美東の場合は行政区単位なんで、数が少ないので、1集積あたり利用
というか——の戸数を考えて、もっと増やすということが出来るかなという、そう
いう意見も出るかなというお話もありましたけど。

私は逆に、美東方式で、秋芳・美祢地区についても、ちゃんと箱型のものを設置
して、ごみが外に出ないようにするっていうほうがむしろいいんじゃないか。その
ためには、数がやっぱりある程度多過ぎるんだったら、行政区単位くらいで1つと
いうふうな方向で、トータルの設置の場所の数を減らすことで、そういう鳥等の被
害を防ぎ、かつ収集の効率を上げることで収集コストを下げるとか、そういうふう
な発想というのはなかったのかなっていうふうにも思うんですね。

ただ今回、一応いろいろ議論されて、こういう結果というか、出てきております
けれども、それはそれで非常に尊重すべきだと思うんですけども。

先ほどのごみの集散の被害とかがあって、そちらのほうで、新たにまた設置せん
といかんとかいうことであれば、今言ったように、美東方式っていうのが、むしろ
採用すべき方法ではなかったかなと。あくまでもこれは結果論ですけども、思う
んですけど。

その辺については、どのような議論がなされて、結果、今のこの案になったのか
なと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをします。

美東の箱型、倉庫形といいましょうか、そういう集積所に、美祢地域・秋芳地域
もしてはどうかというような御意見だったと思うんですけども。

美東地域が箱型の集積所になった経緯というのも、ちょっとよく——その辺の経
緯というのは、ちょっともう過去のことですので、古いので、なかなかちょっと分
からないところもあるんですけど。

現実的に、今、美祢地域・秋芳地域にそのスタイルを持ち込もうとした場合に、
実際に1つの自治会で、例えば2か所、3か所の集積所を設けているようなところ
では、集積所を1つにしますよということで土地をどうするかとか。

あと集積——かご方式、かご方式よりはちょっと場所を取りますので、その土地
の確保という、場所の確保というのが現実問題として、なかなかできないのではな

いかということも考えているところです。

というのも、特に美祢地域の駅の周辺等なんですけれど、家が——住宅が密集している地域については、本当に道路沿いにちょっと集積所があって、集積箱もなく、カラスよけネットだけを置いているような集積所も中にはございます。そういったところを統一してというのは、現実的にはなかなか難しいのかなということを考えております。

ですので、美東方式がいいのではということも、それは十分いいのではということも考えておりますが、なかなか現実問題では難しいということも、審議会の中でもそういうことは答えているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

この表の2ページなんですけど、2ページに粗大ごみ——この表の中に粗大ごみで、戸別1,000円とか500円とかあるんですけれど、これって戸別の家に取りに来ていただけるという意味なんですか。私、全然知らなかったんですけど、こういうのが戸別にあるというのが——家に来ていただけるということですか。

それが、もし来ていただければ、何キロまでが幾らとかあるんでしょうか。キロ数には関係ないと。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

この粗大ごみの収集についてのお尋ねだと思いますけど、今現在、これは美祢地域・美東地域・秋芳地域それぞれ同じなんですけど、粗大ごみについては、年4回の収集日がございまして、事前に申し込んでいただいて収集を行う方法を取っております。

事前に申し込んでいただいたときに、美祢地域であればステーションか、それとも戸別か、どちらの収集ですかということをお尋ねして、ステーションであればステーションの収集で、品目に応じて100円か200円、個別であれば、またこれも品目に応じて500円か1,000円の納付券を貼っていただいて、玄関先に出しておいていただくというような収集体制を取っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 玄関先ってということは、戸別——家まで来ていただけることなんですね。確認しました。私、今まで全然知らなかったんで、皆さん御存じだったんでしょね。すみません。

それと、集めたごみなんですけど、イコール資源ごみになりますが、この資源を業者に売るとき、集めて売る場合なんですけど、少しでも高く売りたいというのは誰も思うことなんですけど、そのあたり、高く売る方法とか、このあたりはどうなんでしょう。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

固形燃料化できないごみの中の資源ごみを高く売るかどうかということなんですけど、美祢地域においては、美祢地域の不燃物——固形燃料化できないごみは、リサイクルセンターに集められ、リサイクルセンターは今指定管理者の指定ですので——指定管理者による管理を行っておりますので、指定管理者において売却場所等、より有利なほうを選択して——されておられると思います。

美東地域と秋芳地域については直営施設ですので、市のほうにおいてそれぞれの売却先を選定するんですけれど、これは毎年のことになりますので、毎年毎年契約、入札して金額を決めて、決めた単価によって売却を決定しているというふうになります。

少しでも高くということでございますけれど、入札によって行っているということになりますので、十分そのような形を取っているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） しつこいようなんですけど、キロ数——戸別の1,000円というのはキロ数には関係ないんでしょうか。書いてないということは、いくらでもいいということなんですか。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 参考までにお聞きするんですけど、先ほど資源ごみ、ちなみに年間として——年間、美祢市全体どのぐらいの資源収入があるもんですか。参考までに分かれば。今分かればで結構なんですけど。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問ですけれど、市全体で、資源の売却で、令和元年度で64万4,000円の売上げになっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確認ですけれども、今回の改正案で当初の目的というか、まず均一化、公平化、そして改定による減量化とか、この目的はもう達したということでしょうか。

まだ、何か依然として、残念ながら均一化というか、あるいは平準化とかいうことで課題として残ってるという、そういう課題もまだありますか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の目的が達成できたかというような御質問だったと思いますけれど。

長年不均一になっていると認識している課題については、ある程度課題が解決できたのではないかと思いますけれど、これまでも、先ほども藤井委員おっしゃったように、例えば集積所の数が美東地域・美祢地域・秋芳地域はかなり違うということもありますし、それはそれぞれの特性といいますか、それぞれの事情に応じた不均一を解消できたのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第85号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のと

おり可決されました。

ここで、1時間以上経過しておりますので、10分間休憩を取りたいと思います。
よろしく願いいたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第82号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第82号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただければと思います。

このたびの補正は、令和元年度の決算見込みの結果、発生いたします繰越金の基金への積立てなど、また、令和元年度における事業の精算の結果、超過交付となっております過年度国県補助金等の返還等に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,366万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,383万2,000円とするものでございます。

それでは、まず最初に、歳出について御説明いたします。

それでは、今通知いたしました、10ページ、11ページになります。

ここでは、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金でございます。

説明欄001介護給付費準備基金積立金といたしまして5,362万2,000円を追加しております。

これは、令和元年度の歳入歳出差引残額見込みから、国や県等への償還金等の調整の結果、実質的な残額の見込みを基金に積み立てるものでございます。

次に、5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金でございます。

説明欄001国庫支出金等精算償還金として1,004万3,000円を追加しております。

これは、令和元年度の介護保険事業に対する国県補助金等の精算の結果、介護給付費等に対して超過交付となっております補助金等を、国や県等へ返還するものでございます。

続きまして、歳入についてですけれども、1ページお戻りいただき、8ページ、9ページを御覧いただければと思います。

ここでは、4款支払基金交付金・1項支払基金交付金・1目介護給付費交付金であります。

ここでは、過年度分として442万9,000円を追加しております。

これは、令和元年度における介護給付費の精算の結果、最終的に追加交付となる額を過年度分として受け入れるものでございます。

次に、8款繰越金・1項繰越金・1目繰越金でございます。

これは、前年度繰越金といたしまして5,923万6,000円を追加しております。

これは、令和元年度における事業精算見込みに基づく繰越金の調整でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点、お尋ねいたします。

前年度の繰越しが、ほぼ同額が基金として積み立てられることになっていますが、予算書を見ますと、基金の積立金16万3,000円なんですけれども、来年度が——2011年からは8期の介護保険に入るんですけれども、この保険料は安く設定できるということでしょうか。

それと、給付金の準備金ですが、この金額が維持できたということは、健康が——皆さんが健康になった、介護保険はあまり使わなくて、健康が維持されたという現れでしょうか。

ほかに原因があれば教えていただきますようお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えします。

まず1点目、介護給付費準備基金に関してだと思います。

一応、補正予算上、当初では16万円程度を見込んでおりました。これは、既に基金として積み立てております額に対する利子分を当初予算では見込んでおりましたが、このたびの決算見込みに基づく調整によって、約5,000万円程度ほど追加で積み上げるようにしております。

この結果としての見込みでは、基金全体の見込みとしては約2億7,000万円程度

の基金を保有することになろうかと考えております。

これにつきましては、令和2年度の介護給付費の予算枠の中で収まれば、このまま第8期のほうに持ち越しも可能になりますけれども、最近の周辺の動向では、もともと医療機関であった医療ベッドから、介護保険のベッドに切り替えるという動向も活発化しております。

これに基づいて、美祢市民の方が周辺市の、その転換された介護ベッドのほうに入所されるようなことがあれば、介護給付費が不足することも幾分危惧されるところでございます。そういった場合には、この基金を取り崩して、それに充てるような形になろうかと考えております。

また2点目で、繰越金の額そのまま基金へというような形になっておりますけれども、これにつきましては、第7期、現行計画ですけれども、第7期で策定された介護給付の事業量、これについて、計画値に対して実績値が若干下回っている結果を見ておるところでございます。

まず、大きな原因としましては、要介護認定を受けられる方の割合、これが計画策定時では約19.数%の要介護認定率でありましたけれども、昨年度から65歳以上の高齢者に対して、要介護認定を受けられる方の割合が約18%まで下がってきております。

このことは、つまり元気な高齢者の方が増えたということも、一番大きな要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第82号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のと

おり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案3件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かございましたら、御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） コロナの件ですけど、水道の蛇口の——小学校とか中学校ですけど、水道の蛇口で手を——こうやって水を出して手を洗うじゃないですか、それを専門的に何て言うか知りませんが、（発言する者あり）レバー式というんですか、それに変えなければいけないのではないかと思うんですが。

これについて、どうなっているのかっていうことと……。一問一答でいいですか。

○委員長（杉山武志君） これ教育委員会……

○委員（三好睦子君） 教育民生よね、私ら。

○委員長（杉山武志君） 今いらっしゃらないから……。副市長が答弁されるようですので、ちょっと質問してください。答弁のほうよろしいですか。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 地方創生臨時交付金を原資としまして、小中学校の水道の蛇口について、改修するように予算化しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） よろしく申し上げます。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 先ほどのごみの話で1点ほど意見なんですけど、事業系のごみとか家庭系のごみとか、きちんと集積所に出されるごみはいいかと思ってるんですけど。

実は、いわゆる道路に不法に捨てられたごみであるとか、あと山間部のほう、私はちょっと自然のことに関わりがあるんで、秋吉台とか歩いた際に、かなり大きな不法投棄が落ちてる様子を見るのがあって、できれば、そういうごみを回収できるシステムがあればいいなっていうのは常々思ってる場所なんですわ。

実際に、小さなごみでしたら拾って、それを自分の——可燃系のごみだったら、燃えるごみで出したりとかできるんですけど、大きなごみだと、先ほどの料金改定の話もありましたけど、結構自分でまず運び込んだり、お金を払ったりする、それ

が例えば善意の行為であっても、なかなかいろいろとかかるものがあるんで。

市民の中には、実際に拾われてらっしゃる方がいるんですね。いるんだけど、袋から、そのごみ処理代から、自分で自腹で払っていらっしゃるっていうのを見聞きするんで、せっかく美祢市も観光のことに関しても一生懸命やっていますし、それから自分が捨てたごみじゃなくても誰か拾うっていう善意の方いらっしゃったら、何か仕組みをつくって、きちんと円滑に、そうしたごみが処理できるようなことができるというのとは前々から思っております。

特に大きいごみですね、タイヤとか、そういうものはちょっと皆さん、ちゅうちょされるんですよ。やっぱりどういうふうに処分したらいいかっていうところで、結構料金も発生するところであるんで。

美祢市が主催でなあって開催される行事とかだったら何とかいいんだらうと思うんですけど、常日頃からそういう意識を持ってらっしゃって、自主的にやっていたらいい方についても何かそういうのが、先ほど三好委員が言われましたけど、お金が儲かるかどうかという、そういう話もありましたけど、何か例えばごみを拾うとポイントがつくとか、そういう在り方があってもいいんじゃないかなと思っています。これは意見です。ありがとうございます。

○委員長（杉山武志君） 執行部のほうから何か御回答ありますか。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原副委員長の御意見ということだったんですけど、例えば、ボランティアグループの皆さんがごみの清掃活動をするので、この場合は袋なんですけれど、固形燃料化できるごみ袋とか固形燃料化できないごみ袋を活動するので無料で配布してほしいというような御依頼があれば、文書のほうで御依頼があれば、その都度応じて、袋のほうは提供させていただく場合もございますので、ちょっとその際には御相談いただければと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほかございませんでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの田原副委員長の御指摘ですけれども、不法投棄されたものについて、結構以前、私のところの集落でもありまして、クリーン活動かなんかでそれを発見して、その処理については、市のほうに、行政のほうに依頼して処理していただいたという実際の経験があるんですけども。

今の古屋課長のお話だと、袋だけは供給するけれども。ごみの中身の違いもあるかもしれませんが。

例えば実際にあった例、先ほどタイヤの話がありましたけど、私のところは古いテレビとか、そういう家電製品が不法投棄されてたっていう実態があって、そのときに、そちらのほうに電話することで処理していただいたという実績があるんですけども。

この不法に投棄されたものについての処理というのは、市のほうとして、あるルールがっていうか、あるのではないですか。ちょっと確認のために質問いたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問ですけれども、不法投棄された場合のごみの不法投棄物の処理についてですけれども、不法投棄は厳密に言いますと、廃棄物処理法違反ということになりまして、不法投棄された方が特定できれば、また特定できるような物があれば、警察とも相談して罪に問う、そちらの刑罰のほうの対象になる場合もございます。

基本的には、廃棄物処理法や廃棄物処理及び清掃に関する条例にも規定しておりますけれど、土地の所有者や建物の管理者がそれを廃棄され、不法投棄された場合については、その管理者が管理するというのが原則ではあります。

原則ではあります、なかなか大量に不法投棄をされて困っていらっしゃる場合も中にはございますので、そういった場合には、県や保健所とも相談して、県や市がその不法投棄物の対応を処理するという場合もございますが、それはケースバイケースでございますので、その都度御相談されればと思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時03分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月15日

教育民生委員長